

電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供の制限に関する意見について

(平成14年7月30日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第11号)

平成14年4月1日付け市町村第5号で諮問のありましたこのことについて、審査会の審議の結果、諮問内容は法令に基づくものであり、差し支えないものと認めますので、別紙のとおり答申します。

なお、システムの運用に当たっては、個人の権利利益が侵害されることのないよう、システムの監視体制を十分整備するなど、個人情報の保護に万全を期してください。

北海道個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく答申

システムの名称	事務担当課(室)等	提供する個人の類型	提供先	システムの概要と電子計算組織結合の必要性
住民基本台帳ネットワークシステム	総合企画部 地域振興室 市町村課	本人確認情報(氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード、付随情報)	指定情報処理機関、都道府県、市町村	住民基本台帳法に基づき、市町村、都道府県及び指定情報処理機関のシステムを接続したネットワークを整備し、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理や他の行政機関に対して本人確認情報を提供することなどにより、住民サービスの向上や事務の効率化を図ることとしている。